

エタノール誤注入

## 看護師の

## 控訴棄却

大阪高裁

京都大学病院で00年2

月、人工呼吸器の加湿器に蒸留水の代わりに消毒用エタノールを誤って注入し、難病で入院中の藤井沙織さん(当時17)を急性エタノール中毒で死亡させたとして、業務上過失致死罪に問われた看護師高山詩穂被告(分)の控訴審判決が7日、大阪高裁であった。今井俊介裁判長は「薬剤の確認を怠った基本的な注意義務違反で、刑事責任は軽視できない」と述べ、禁固10カ月執行猶予3年とした一審の京都地裁判決を支持し、被告側の控訴を棄却した。

被告側は事実関係を認めたが、「病院の薬品管理の不備などが複合しており、刑が重すぎる」として控訴していた。今井裁判長は「蒸留水

と消毒用エタノールのポリ容器は形状が似ているなど取り違えが起きやすい状況だった」と指摘したが、「人命を左右しかねない職務に就く者の責任が軽減されるとは考えられない」と述べた。

京大病院人工呼吸器エタノール事件

看護師控訴棄却

2004年7月8日 朝日新聞(大阪)